

(三) 委員の任期 至と報酬

委員の任期は二ヶ年とし無報酬なり

(四) 決議方法

委員會議決は委員の過半数の出席と要し出席者の過半数の同意を要すももし皆否同数時は委員長之と裁決すも可し

(五) 決議事項

小作地の検見及不作時非於ける小作料減免率の決定

(六) 決議の効力

委員會議決議は組合員を拘束し直ちに執行力を有す若し決議に對し不服と唱ふる時は所有地又は小作地一及び付金十円を徴するに可し

八 小作委員会の事業

(一) 小作地の検見及小作料一時的減額

(1) 本事業の開始動機

小作料附近は年々小作料減免要求の争議が勃発し紛議を惹起つた。鑑み之を未雨綢繆に防止し地主小作人の感情の融和を図り、円満協定を遂げん爲に本事業の開始を見らるる。

(2) 検見の方法

地主又は小作人より検見を申し出れば其の申出により委員長並に委員立會實地に付一筆毎に検見し各委員は一筆毎の減免率と所定の用紙に記入し之を持ち寄り協議決定す其際減免率が各委員間と一致を見ざる場合は委員長